

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 1 9 条の 1 4 第 1 項
処 分 の 概 要：認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 1 9 条の 1 2、第 1 9 条の 5 第 2 号から第 5 号まで又は第 7 号（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第 1 9 条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 1 9 条の 1 4 第 1 項各号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって規則第 1 9 条の 5 第 2 号から第 5 号までに該当する場合であって、事実判明後、法人がやかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第二係 (電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 3 0 3 4 1)
備 考：